

○大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教育研究奨励寄附金取扱規程

令和4年4月1日

規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における教育研究奨励寄附金（以下「奨励寄附金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨励寄附金」とは、大学等の業務の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券であって、理事長が次に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定したものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育に要する経費
- (3) 寄附講座又は寄附研究部門に要する経費
- (4) その他前各号に類する経費

2 この規程において「部局長」とは、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教育研究奨励寄附金取扱細則第2条において定めるものをいう。

(受入条件)

第3条 理事長は、次に掲げる条件が付された寄附は、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附による研究の結果得られた特許権、著作権、商標権及び実用新案権その他の権利を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨励寄附金の使用について、寄附者が会計検査等を行うこと。
- (4) 寄附の申出後、寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。ただし、研究助成団体等（以下「助成団体」という。）へ応募又は申請し採択された、予め取消し等に関する特別の定めのある研究助成金等（以下「助成金」という。）を奨励寄附金として受け入れる場合を除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大学等の学術研究、教育又は業務運営に支障があると理事長が認めるもの

2 寄附の受入れに際しては、寄附目的に従い用途を特定するものとする。

(個人経理の禁止)

第4条 法人の教職員は、現金及び有価証券の寄附を教職員個人で受け入れることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、第5条の規定によって申出ることにより法人への寄附の手続きを行うものを除く。

- (1) 当該教職員の職務上の教育・研究を助成しようとするもの
- (2) 当該寄附をもって法人の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの
- (3) 第2条第1項第4号に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、助成団体が教職員個人宛の助成であることを要綱等に明記している助成金を受けた教職員は、その経理を法人へ委任するものとする。

3 第1項各号に該当しない教職員個人への褒賞等については、本条の規定は適用しない。

(申出)

第5条 寄附の申出をしようとする者は、寄附申出書(様式第1号)又は理事長が定める他の方法により、理事長に申出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に規定する経費の申出については、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校寄附講座及び寄附研究部門規程(以下「寄附講座等規程」という。)によるものとする。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、寄附の申出があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の寄附の受入れを決定したときは、寄附の申出をした者に対し、奨励寄附金受入受諾書(様式第2号)又は理事長が定める他の方法により通知し、振込依頼書その他の必要書類を送付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号については、寄附講座等規程によるものとする。

(使途の変更等)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励寄附金の使途を変更することができる。

- (1) 奨励寄附金の目的が達せられ、その残額を他の使途に使用しようとする場合
- (2) 担当教員が指定されている奨励寄附金について、当該指定を変更等する場合

(3) 奨励寄附金の使途を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

第8条 奨励寄附金の使途変更を希望する教員は、使途変更申請書（様式第3号）により理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認めるときは、使途の変更を承認するものとし、使途変更承認書（様式第4号）により通知する。

(奨励寄附金の移管)

第9条 部局長は、当該部局の教員が他大学等へ異動する場合、引き続き研究等を行なうため奨励寄附金の移管が必要と認めるときは、移管申請書（様式第5号）により理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出が適当であると認められ、かつ当該教員が異動する他大学等の長及び寄附者、又は助成団体の同意が得られた場合に限りこれを承認するものとし、移管承認書（様式第6号）により通知する。但し、寄附者又は助成団体の同意が得られない特段の事情がある場合は、この限りではない。

(受領書の発行)

第10条 理事長は、寄附の申出の金額が入金されたときは、寄附者に受領書を発行するものとする。

(管理的経費)

第11条 奨励寄附金には、教育研究の業務実施に係る経費（管理的経費）を含むものとし、管理的経費率、配分方法は別に定める。ただし、理事長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨励寄附金、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程施行の前日までに、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において受入れを決定した奨励寄附金については、大阪公立大学又は大阪公立大学工業高等専門学校に継承し、本規程を適用する。

様式第1号（第5条関係）

寄附申出書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申込者  
住所  
氏名  
印

下記のとおり寄附を申し出ます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納付時期
- 3 寄附目的及び担当教員の所属、氏名  
【寄附目的】  
 下記教員への研究助成  
  
 課題名「 \_\_\_\_\_ 」(課題ごとに管理)  
  
【担当教員の所属、氏名】  
所属： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_
- 4 特記事項  
今後担当教員が転出する際には、寄附金の移管を（希望する・希望しない）

様式第2号（第6条関係）

## 奨励寄附金受入受諾書

年 月 日

申出人 様

公立大学法人大阪  
理事長

年 月 日付けでお申し出いただきました教育研究奨励寄附金につきましては、下記の通り受諾させていただきます。

### 記

1 担当教員の所属、氏名

2 寄附金額

金 円

様式第3号(第8条関係)

使途変更申請書

年 月 日

公立大学法人大阪  
理事長 様

所属  
職  
氏名 印  
(内線電話番号 )

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教育研究奨励寄附金取扱規程第8条第1項の規定により奨励寄附金の使途を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使途変更金額 金 円

2 変更内容

変更後の使途(変更後のプロジェクト名、教員名等)

変更前の使途(変更前のプロジェクト名、教員名等)

以上

様式第4号(第8条関係)

使途変更承認書

年 月 日

担当教員 様

公立大学法人大阪理事長

年 月 日付けで申請のありました使途変更申請については承認します。

様式第5号(第9条関係)

移 管 申 請 書

年 月 日

公立大学法人大阪  
理事長 様

部局長等

印

下記については、寄附金の移し替えが相当と認められますので、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教育研究奨励寄附金取扱規程第9条第1項の規定により申請いたします。

記

1 教 員 氏 名

2 移 管 金 額 金 額 円

3 プロジェクト番号

4 異 動 年 月 日 年 月 日

5 移 管 理 由

6 移 管 先 機 関 名



様式第6号(第9条関係)

移管承認書

年 月 日

部局長等 様

公立大学法人大阪  
理事長

年 月 日付けで申請のありました移管申請については承認します。